

## 総務企画常任委員会及び予算常任委員会（第一分科会）

平成28年12月7日（水曜日）午前10時00分開会

### 出席委員（8名）

委員長	松田寛人	副委員長	相馬剛
委員	星宏子	委員	佐藤一則
委員	眞壁俊郎	委員	齋藤寿一
委員	金子哲也	委員	人見菊一

### 欠席委員（1名）

委員	大野恭男
----	------

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

企画部長	藤田輝夫	企画政策課長	小泉聖一
企画政策課長補佐	村松一紀	企画政策係長	江面史彦
企画政策課主査（係長級）	石川敦史	行政経営係長	佐々木玲男奈
企画政策課主査（係長級）	佐藤吉将	市民協働推進課長	室井啓二
市民協働推進課長補佐兼男女共同参画係長	江連宣仁	統計係長	渡邊純子
協働のまちづくり室長	織田智富	市民協働推進課主査（係長級）	田中幸子
自治振興担当副主幹	相馬文彦	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	総務課長補佐	高久修
行政係長	鈴木正宏	人事研修係長	福田真二
給与厚生係長	岸上容子	危機対策・放射能対策室長	平井克巳
危機対策担当主査（係長級）	小池雅之	放射能対策担当主査（係長級）	大木聡

財政課長	中山雅彦	財政課長補佐 兼管財係長	押久保昭
財政係長	関根達弥	課税課長	大武利幸
課税課長補佐 兼税制係長	齋藤保幸	市民税係長	波多腰治
国民健康保険 税係長	田中綾	資産税土地 係長	平田篤史
資産税家屋 係長	遅沢友則	西那須野 支所長	関谷正徳
総務税務課長	平石敬雄	総務税務課長 補佐兼 総務係長	松村儀久
税務係長	井上芽久美	塩原支所長	印南良夫
総務福祉課長	君島紀夫	総務福祉課長 補佐兼総務 係長兼税務 係長	齋藤正幸
幕根出張所長	江連周治	産業観光建設 課長	吉澤克博
産業観光建設 課長補佐兼 建設係長	君島隆	観光商工係長	神山栄
選挙管理委員 会事務局長	稲見一志	選挙管理委員 会事務局長 補佐	秋元武志
選挙係長	阪本和人	監査委員 事務局長	選管事務局長兼務
監査委員 事務局長補佐 兼監査係長	選管事務局長補佐兼務	固定資産評価 審査委員会 書記	選管事務局長兼務
固定資産評価 審査委員会 書記	選管事務局長補佐兼務	固定資産評価 審査委員会 書記	選挙係長兼務
公平委員会 書記長	選管事務局長兼務	公平委員会 書記	選管事務局長補佐兼務
公平委員会 書記	選挙係長兼務		

出席議会議務局職員

書記室 井良文

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔塩原支所〕

- ・塩原支所長挨拶

〔総務福祉課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

〔産業観光建設課〕

- ・議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

〔西那須野支所〕

- ・西那須野支所長挨拶

〔総務税務課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

〔総務部〕

- ・総務部長挨拶

〔総務課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

〔財政課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

〔課税課〕

- ・議案第92号 那須塩原市税条例等の一部改正について
- ・議案第93号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について
- ・議案第94号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）
- ・議案第74号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- ・議案第76号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- ・議案第78号 平成28年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）

〔企画部〕

- ・企画部長挨拶

〔企画政策課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

〔市民協働推進課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)

[選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局]

- ・選管・監査事務局長挨拶
- ・議案第87号 那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- ・議案第88号 那須塩原市監査委員に関する条例の一部改正について
- ・議案第89号 那須塩原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時00分

#### 開会及び開議の宣告

松田委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務企画常任委員会、あわせまして予算常任委員会（第一分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名でございます。大野委員より、本日欠席する旨の届け出がありました。

参考までに申し上げますが、本日の出席委員は8名ですので、過半数は5名となります。採決の際に賛否いずれも表決数が5に満たない場合は、当委員会の審議結果としては、可否いずれも至らなかったものとして報告することになりますので、ご了承いただきたいと思っております。

本日は、12月定例会の常任委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

本定例会におきまして当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件6件、指定管理者の指定案件1件の合計7件であります。

また、予算に関する分科会審査がございます。予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件4件であります。これら予算に関する案件につきましては、関係所管課のところ随時、分科会に切りかえて審査を行います。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりでございます。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

それでは、次第3、審議事項に入ります。

#### 塩原支所の審査

松田委員長 まずは、塩原支所から順次審査を進めてまいります。

初めに、支所長からご挨拶をお願いいたします。

印南塩原支所長（挨拶。）

松田委員長 ありがとうございます。

#### 総務福祉課の審査

松田委員長 ただいまから総務福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それではここで、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

#### 議案第72号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。

君島課長。

君島総務福祉課長（議案第72号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。何かございませんか。

じゃ、相馬委員。

相馬副委員長 そうしますと、この2001事業と3001事業で、市民が使いやすくなる支所の配置になるという設定でということよろしいんでしょうか。

松田委員長 君島課長。

君島総務福祉課長 そういうことで、市民が自由

に使える場所を確保するとともに、今、公民館、図書館というのが、それがロビーの中にぼつんとあるような感じなので、事務室としてきちんと対応できるように、または、公民館のいろんな情報、パソコンとか、情報等もありますので、そういう部分でのセキュリティーも向上できるというようなことで考えてます。

松田委員長 相馬副委員長。

相馬副委員長 もう一点、すみません。

そうすると、先ほど、撤去するものがあるというふうなことがありましたけれども、その撤去するものというのは、どういったものを撤去しているのでしょうか。

松田委員長 君島課長。

君島総務福祉課長 使えなくなった机、椅子、足が取れたり、そういう古いやつがまだそこに幾つか残っておりますので、それも処分を検討し、そして予算を上げております。

松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

眞壁委員。

眞壁委員 じゃ、公民館の関係なんですけれども、利用者というのはどのぐらいいるかお伺いしたいんですけれども。

松田委員長 君島課長。

君島総務福祉課長 具体的に年間何人という利用者というのは、今、手元に資料はないんですが、特に公民館の場合、週の中で、会議室の貸し出し等で、大体、週のうち半分程度は利用されて、あとは、図書館の塩原支所の分室というようなことで図書の貸し出しも公民館とあわせて行っております。そちらはもう人数は少ないんですが、数字は手元にありませんが、毎日利用している状態でございます。

松田委員長 眞壁委員。

眞壁委員 利用者というのはどんな方々。

松田委員長 君島課長。

君島総務福祉課長 利用者は、主に塩原地区の市民がメインになりますが、各種サークルであるとか、あと公民館の事業でもって、例えば最近こやっているのは、菊づくり教室であるとか、そういうことで、主に温泉地区の市民の方を対象にして事業は行っております。

松田委員長 眞壁委員。

眞壁委員 年齢層で、子供の利用とかというのはあるのでしょうか。

松田委員長 君島課長。

君島総務福祉課長 子供の利用って、例えば夏休みの中学生等の学習室として利用しているとか、あとは親子で来て絵本を借りているとかというようなものも、子供としてはそのような利用になります。

松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務福祉課所管の審査事項は以上となります。

その他

松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 執行部から何かございますでしょうか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、以上で総務福祉課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

産業観光建設課の審査

松田委員長 ただいまから産業観光建設課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

議案第98号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 それでは、議案第98号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長（議案第98号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

じゃ、金子委員。

金子委員 この応募団体、応募の選定の仕方では、塩原支所のほうでかかわるといふか、相当かかわっているんですか。

これ、応募の定数とかこういうのがこう出ているんだけど、役所の総務課で審査しているとか、もしくは塩原支所が携わるとか、その辺はどういうふうになるのか。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 最初、プロポーザル、要するに、面接をするのは支所長と自分と担当で、係長と担当者、4人で一応審査をしまして、その結果に基づいて、本庁のほうで企画部の審査会のほうに付託して、最終的な結論を出しております。

松田委員長 よろしいですか。

金子委員。

金子委員 これ、選定、2つ3つ応募があるのもあるけれども、1つだけのところもあるみたいで、これは応募者が結局少ないわけですよ。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 一応、募集をかけまして応募してきたところが、3つの指定管理のところでは1社しかいなくて、とりあえず、家族旅行村につきましては3団体が応募してきたという結果

でございます。

松田委員長 よろしいですか。

ほかはございますか。

眞壁委員。

眞壁委員 今のに絡んで、応募のやり方というか、どんな形でやっているのか。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 募集をかけまして、一応、施設の案内のときには何社か結構集まって、各施設を見て回って歩いたんですけれども、そしてその結果、応募に対して少なかったところもあり、3社になったところもあるという結果でございます。

松田委員長 眞壁委員。

眞壁委員 具体的に応募をどんな形でやっているかということなんですけれども。周知の方法。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 ホームページ等で公募しております。

〔「それだけですか」と言う人あり〕

吉澤産業観光建設課長 あとは広報とかに載せて、行っております。

松田委員長 よろしいですか。

そのほかございませんでしょうか。

相馬委員。

相馬副委員長 まず、もみじ谷大吊橋の指定、たかはら森林組合なんですけど、選定方法の考え方というところで、施設の管理運営能力及び、2番、住民サービスの向上ということで60点というふうになっていますが、もみじ谷大吊橋の利用者が、市内の市民と外部からの観光客、そういったものの割合とかというのはわかっているものなんでしょうか。住民サービスの向上という点でその60点というのは、60%という配点区分になっておりますが、どういうふうに見てこういうふうな区分に

なっているんでしょうか。

松田委員長 支所長。

印南塩原支所長 副委員長がおっしゃる、住民サービスの中の市民と観光客の割合というような意味かと思うんですけども、ただ、この表につきましては企画が一本でつくっている表なものですから、フォーマットでやっている、やはりこれは住民サービスなんですね。私どもで外に出す場合には、利用者のサービス向上という意味合いを使っているわけです。要は、もみじ谷であり、湯っ歩であるとか、大部分は観光客の利用が多いということ、いかに観光客の利用を増進させるかというのがあるものですから、私どもはそういうふうな表現を使っています。

ただ、今回の議案に使うのは、企画さんのほうでこういうフォーマットがありますよということで、住民サービスというような言葉にちょっと入れかえをされたというような経過がございます。

振り分けについては、資料としてはございますけれども、すみません、利用者の内訳はわからないというような状況です。

松田委員長 相馬委員。

相馬副委員長 先ほど、見学というかその施設を見に来た団体は複数あるんですけども、結局応募は1社しかなかったということになるんですけども、見に来て応募に至るまでの間に、その応募しなかった団体の理由の調査とか、そういったことまではやらないものなんでしょうか。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 特にそういったことに関しましては、調査はいたしておりません。

松田委員長 よろしいでしょうか。

相馬委員。

相馬副委員長 湯っ歩の里の指定管理が、北関東総合警備保障ということでなっておりますが、や



はり同じように住民サービスの向上という点で、利用者をふやすためのご提案というか、そういったものというのはどういうふうなご提案があって、こういった14点、配点が12点、14点、14点となっているのが、7、8、9というふうになっておりますが、この点数の配点からすると、点数の差というのは、どういうものでそういう点数の差があるものなんでしょうか。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 一応、自主事業計画につきましては、誘客に効果的な提案として、効果は弱いものと思われたものですから、というような形で点数を少し下げさせてもらいました。あと、施設の適切な維持を行う予定だが、過去の実績を踏まえて、若干標準的な点数といたしました。そんなところです。

松田委員長 相馬委員。

相馬副委員長 ここにあるように、64%というパーセンテージになっているんですが、実質1社しか応募がないということで、ここに選定するという結果だということなんでしょうか、ここに対しての支所からのこの業者さんに対する要望とかというのは何か出しているものなんでしょうか。

松田委員長 支所長。

印南塩原支所長 副委員長のほうから、利用者サービスのために支所からの働きかけというような意味合いだと思うんですけども、当然、この後、議会のほうのご決定をいただければ、この業者のほうと基本協定というものを結ばせていただくようになります。基本協定が、俗に言う契約書になりますので、その中で私どものほうとしては、市の意向はこうです、こういうような状況をつけさせていただく。それに基づいて、今度、年度契約ということで、3年間でございますので、29、30、31と毎年のように、今度、年度協定というのを結

びます。その中で、例えば基本協定に書いてあるこういう項目までは守られていなかったよね、じゃ、翌年度については、これはもっと遵守するようにと、そういうような、ハードルを上げて相手方に要請があるという形になりますので、その選定の段階では、確かに提案としては希薄な部分があるという判断をさせていただきましたけれども、能力的にはあるでしょうというような判断です。私どものほうが、今度ご決定いただければ、この業者に対しては、こういったような利用増というのが大使命になっていますので、もっと努力してくださいよというような協定を結ばせていただきたいというふうに思っているところでございます。松田委員長 相馬委員。

相馬副委員長 了解しました。

その利用料の推移、この間、一般質問でも申し上げましたが、今までの最高が2,100万、それがずっと落ちてきて、平成25年度の最低が960万になっておりまして、それが27年度で990万、34万ほどここ3年間は上がってきているんですが、今後、この指定管理者において、これが3年間向上げていくというふうな見込みについては、どういうふうなお考えがあるか伺います。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 それは指定管理者に努力をしてもらうしかないという考えでございます。

相馬副委員長 はい、わかりました。

松田委員長 金子委員。

金子委員 この選定の表を見ると、湯っ歩の里と華の湯に関しては、管理運営に係る人的体制というのが、20点のところ11点というと、11点というのが、我々はどういう意味かよくはわからないけれども、人的体制というのが、これ半分ぐらいで大丈夫なのかなんていう、ちょっと感じを受けちゃうんですけども、5点でも大丈夫なんだよ

と言われればそうなのかもわからないんだけど、ちょっとほかのあれなんか、20点のところ19点あったりするんだけど、これ1社しかないから11点でもしょうがないのかなというので合格になっているんだが、それとも十分大丈夫なんだが、それとも、任せるときはもっとここの体制はちゃんとしてくださいよと言いながら任せるのか、この辺のところは大丈夫なんでしょうか。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 とりあえず、うちのほうで面接いたしまして、いろいろ人的なこととか聞いていたりして、当然、通りましたら、今言いましたとおり、ちゃんとした人的配置をしてもらおうような形で強く要望して、やってもらおうような方向で考えております。

金子委員 はい、わかりました。

松田委員長 そのほかございますでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 今回の指定に関しては、4つの指定管理のほうを検討で上がってきているということで、もみじ谷が6,248万4,000円、華の湯が1億1,006万1,000円、家族旅行村が1億6,430万6,000円で、湯つ歩が5,368万5,000円という指定管理の金額で受けているわけですね。出したということで。

基本的なちょっと考え方を聞きたいんですけども、この施設に関しての修理等、いろいろ補修、修理とか出てきますよね。そのときに、指定管理者が補修、修理をするものと、あるいは多額な破損のものでやる基準、市が修理をしてあげなきゃならないという部分の金額というのは決まっているんだったっけ。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 修繕のことに関しましては、今までは、一応10万ぐらいまでは指定管理者のほうでやってもらう。10万を超えた場合、当然、

協議をしまして、ここまでは指定管理でお願いしたいとか、市のほうでやるとかという形だったんですけども、今回募集したものにしましては、30万ということの位置づけにしました。30万円以下は指定管理のほうにお願いしたいと。30万を超えたときに、当然、市に協議が来まして、市でやるとか、指定管理である程度までやってもらって市が手を出すとか、そういうのは、一応協議の上、行っていきたいと思います。

松田委員長 齋藤委員。

齋藤委員 以前にちょっとあるところの指定管理者のところで補修的なものが出たときに、何でこれやってくれないのという話を聞いたら、10万円を超えるもの、ぎりぎりの線だったので、10万円以下はうちのほうでやらなきゃならないんだけど、それを超えれば市がその分は補填してくれるんだという話だった。それというのは、じゃ、きっちり30万という線を、今回、ランクを上げたというか、指定管理のほうは大変になるんでしょうけれども、そういう位置づけでよろしいということですね。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 そのとおりでございます。次回からは、30万を超えた場合に限り、市のほうに協議をしてもらいまして、どうするかという話をしていきたいと思います。

松田委員長 齋藤委員。

齋藤委員 わかりました。金額的には非常にわかったんですけども、やっぱり指定管理としては、なかなか、余計な支出というか、そういう部分がある中で、速やかに、利用者にふぐあいが生じるような時期が長くないような指導をしていただければというふうに思います。やはり30万円というのは結構大きい金額になると思いますので、そこで利用日数がちょっと休館したりと、そ

うことがないように、市としてはその辺はきちっと協定の中で必ずやってくださいよというものを、文言を入れていただければというふうに思います。

以上です。

松田委員長 ほかございませんでしょうか。

相馬委員。

相馬副委員長 華の湯の指定管理のところの選定結果の3番の管理経費の削減というところで、提案額として、指定管理料の提案額ということで、ここが6というふうになっておりますが、ゼロのところもあって、それから1というのは、これは、提案の6というのは、提案の件数という意味なんでしょうか、それとも採点ということなんでしょうか。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 うちのほうで市の見込み額を提示しまして、当然、出てきた金額が低ければ低いほど、この前の議案質疑でも教育部長が話していたと思うんですけれども、安くなれば安くなっただけ当然点数が上がってくる。当然、うちのほうの提示した額に近ければ近いほどゼロに近くするような算出式がありまして、それに当てはめてやっております。

松田委員長 星委員。

星委員 その算定の仕方なんですけれども、例えば、ほぼ1社しかないんですけれども、家族旅行村の場合、3社、応募団体があって、1番と2番、それぞれ各項目、点数配分がしてあって、合格した業者がやるというふうになるんですけれども、ここの1番と2番、施設管理能力だったり住民のサービスの向上だったりという部分では、例えばAとB社のほうが点数が高かったとしますよね。仮の話です。これは低いんですけれども、これが例えば合格したその業者よりも仮に高かった場合、だけれども、その経費の削減が数値の部分でひっ

かかって不合格になってしまったという場合は、経費をとるのが、サービスの向上をとるのかという微妙な部分ではあると思うんですけれども、そっちはどちらに重きを置いてやっていくような形になっているんですか。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 とりあえずは合計点数で合格と決めるような形になっております。

松田委員長 星委員。

星委員 確かに、そうですね、経費の削減はとても大切だとは思いますが、それとともに、やっぱり住民サービスの向上もないと利用客が来なくなってしまうので、ここの旅行村に関しては、住民サービスの向上においてはやはり一番得点も高かったんですけれども、何かここで言うべきではないのかもしれないんですけれども、その辺なんかも、もうちょっと合計点数の中では何か勘案していかなきゃいけない部分ではあるのかなと思いました。

すみません、意見です。

松田委員長 そのほかございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第98号 公の施設の指定管理者の指定につ

いては、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第98号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それではここで、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

#### 議案第72号の説明、質疑、討

#### 論、採決

松田委員長 それでは、議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長（議案第72号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

齋藤委員。

齋藤委員 ただいま、街路樹の剪定というところなんですが、これについてちょっと詳しく説明をお願いします。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 もとの400号というんですか、ガソリンスタンドから横断道路まで抜ける間のあのケヤキが三、四十本ございます。それとあと、小学校の前の通称村長道路と言われている道路に桜の木等がかなりの本数ありまして、当然、ケヤキのほうにつきましては、毛虫等の関係がありまして、今の時期、剪定しておくとも毛虫の発生

が少ないと。あとは桜に関しましては、特に交差点部分、結構張り出して見通しが悪いという、結構要望があるものですから、その剪定をしたいと考えております。

ちょっと漏れちゃったんですけども、補正予算の6ページ、債務負担行為の補正がございました。すみません、指定管理者制度にかかわるものでございまして、もみじ谷大吊橋管理運営と湯っ歩の里管理運営事業の4項目の債務負担行為の補正ということで、指定管理にかかわるもので4件ほどありますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

松田委員長 じゃ、逆ということですね。今のは抜けていたということですか。

〔「抜けていました」と言う人あり〕

松田委員長 指定管理の債務負担行為が抜けていましたので、それも質疑、ご意見等をお受けいたします。

よろしいですか。ほかはございませんか。

相馬委員。

相馬副委員長 先ほどの道路維持管理事業の中で、浸透側溝の清掃というようなことだったんですが、これは大体、1カ所、どのぐらい置きに、毎年やっているものなのか、それともどのぐらい置きにやるのか、状況を判断してやるのかということなんだと思うんですが、どのぐらい置きにやっているのか。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 浸透ますにつきましては、今まで数回しかやったことがないものですから、今回、たまたまアンダー63で水没事故が発生しちゃったものですから、当然、点検しましたら、結構、管のほうにたまりが生じていますから、その管渠までやっていかなきゃならないと思ひまして、だから3年から4年計画でそれもきれいにして、

あとは繰り返し繰り返しやっていくしかないのかなという考えであります。

松田委員長 相馬委員。

相馬副委員長 ちなみに、今ここに書いてあるのは2カ所なんです、上大貫と日の出と。実際にはもっとたくさんということなんでしょうか。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 浸透ますにつきましては、高速アンダーですとか高速側道に、浸透ますと浸透ますをつないでヒューム管が入っているんです。それでたまたまたっぷりになっちゃいまして、どっちかというとなんか60が噴き出してから63が噴き出すような形でございます。そしてあとは、日の出に浸透側溝と言われるものが3カ所、浸透ますは日の出地区に1カ所で、あと青葉台に1カ所、多分そのぐらいだと思います。

松田委員長 相馬委員。

相馬副委員長 そうすると、三、四年かけてという、今お話だったんですが、今回は今年度内に行う分ということで考えてよろしいんでしょうか。

松田委員長 吉澤課長。

吉澤産業観光建設課長 三、四年というのはあくまでも高速側道の浸透ます、西那須野の間に入っているんですけども、その上に、接骨木のほうに同じようにありまして、大貫のほうにあるというような形なものですから、その全部をやっていくには4年ぐらいかかって、多分、4年かかると、当初やったところがだんだんたまってくるのかなと思うので、まだやってみなきゃわからないんですけども、どんどん繰り返し繰り返しやっていかないと、浸透は見込めないだろうと思っています。

松田委員長 そのほかございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 ないようですので質疑を終了したい

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

産業観光建設課の所管の審査事項は以上となります。

その他

松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

では、星委員。

星委員 (道路除雪対策費について)

相馬副委員長 委員長。

松田委員長 (指定管理施設の利用料減免の表示について)

松田委員長 その他ございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 執行部からは何かございますでしょうか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、以上で産業観光建設課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

松田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### 西那須野支所の審査

松田委員長 これより西那須野支所の審査に入ります。

初めに、支所長からご挨拶をお願いいたします。

関谷西那須野支所長（挨拶。）

松田委員長 ありがとうございます。

#### 総務税務課の審査

松田委員長 ただいまから総務税務課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それではここで、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

議案第72号の説明、質疑、討

#### 論、採決

松田委員長 議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

平石課長。

平石総務税務課長（議案第72号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。ございませんでしょうか。

眞壁委員。

眞壁委員 賃金の単価というのは、時間が何かですか。

松田委員長 平石課長。

平石総務税務課長 時給790円でございます。

松田委員長 その他ございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第72号については、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

総務税務課所管の審査事項は以上となります。

その他

松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 執行部から何かございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、以上で総務税務課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

これで西那須野支所の審査は終了となります。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。それでは、11時5分再開ということで休憩いたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

総務部の審査

松田委員長 これより総務部の審査に入ります。

初めに、総務部長からご挨拶をお願いいたします。

和久総務部長（挨拶。）

松田委員長 ありがとうございます。

総務課の審査

松田委員長 ただいまから総務課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それではここで、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

議案第72号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。

菊池課長。

菊池総務課長（議案第72号について説明。）

松田委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

金子委員。

金子委員 債務負担行為のほうで法制執務支援システムという、これ2,300万の限度ということなんでしょうけども、これはちょっとわからないんですけども、結構金額はたくさんあるわけだけども、どういうシステムなのか。簡単に、概要で構わないので、どんなことか。

松田委員長 菊池課長。

菊池総務課長 システムの概要でございますが、先ほど申しましたように、一番のところは、まず、職員が例規の制定や一部改正を行う際に、その作成のときの支援システムというような形でござい

ます。実際に、平成27年度ですと、例規の絡みでの制定、改正、廃止等、合計しますと276件ほど年間でやっているような状況でございます。それらの作成時の支援というのが、一番大きな部分でございます。

そのほかには、あと、先ほど申しましたように、法令関係ですね、いろんな法令の検索という形になっておりますので、上位法等を参考にしたい場合、それらの照会ができるような形。また、裁判の判例なんかもそちらで検索できるような形になっておりますので、そういったことで活用ができるような形でございます。

また、債務負担行為の総額2,343万5,000円と先ほど申しましたが、年度別に置きかえますと、29年度が561万6,000円、30年度がやはり同額、31年度が566万8,000円、32、33年度が572万円で設定しているものでございます。いずれも現在の計上額をもとに限度額を設定しているような形でございます。

以上でございます。

松田委員長 金子委員。

金子委員 今の説明の中で、職員が支援するというか作業するという、その職員の費用なのか。また、検索というのがもう一つ出てきましたけれども、そういう検索システム、そういう費用になるのか。その辺が、どういうふうな使い方をするのかちょっとわからないものですから。簡単でいいんですけども。

松田委員長 総務部長。

和久総務部長 まず、例規をつくるときに、職員、非常に時間がかかってしまうんです。自分のところに置いてあるパソコンがあるわけで、端末でそのシステムを開けます。例規をつくるときには、大体、新旧対照表からつくるんです。その新旧対照表が、もう新旧対照表というふうなボタンを押

すと出てくるわけなんです。それは新しいものは出てきませんが、現在のやつが出てきて、新しい、古いというふうに並んでいて、新しいほうをいじって、新しい改正といいますかね、改正内容を作成していくというふうなことになります。それが非常に効果的というふうなことになっております。そんな中で、例えば何とか法、上位法ですね、そういったものを参考にするときには、そのシステムの中で参考にできるというふうなところがあります。

そこら辺が一番大きなところなわけでありますので、あと、新旧対照表のほかに改め文というのが通常ありますけれども、それについても、独特な言い回しとかがあるわけなんです。そういうふうな、作成するに当たってどういうふうな言い回しをしたらいいのかというふうなものも機械が選んでくれるんです。それが全て正しいというわけじゃないですけども、それなりのやつを表示してくれるというふうなことになるので、そのときの条例の制定、あるいは改正には友好的な機械になっているところです。

松田委員長 金子委員。

金子委員 そのシステムを使うことで、その費用がかかるということですね。

松田委員長 総務部長。

和久総務部長 そうです。そのために委託料としてお支払いします。

金子委員 わかりました。

相馬副委員長 じゃ、委員長。

松田委員長 では、先ほどの金子さんのやつで、僕もちょっと質疑させてもらいます。

これ、どこに委託でしたっけ。委託先は。

相馬副委員長 菊池課長。

菊池総務課長 現在の委託先につきましては、株式会社ぎょうせいです。



相馬副委員長 総務部長。

和久総務部長 じゃ、私の補足でまた。

現在は株式会社ぎょうせいなんです。こういうふうな法規関係というのは、大体、株式会社ぎょうせいか第一法規なんです。そうすると、やはり随契だと競争性がないわけなんで、ぜひその競争性というようなところから、今回プロポーザルでやるというふうなことにしておりますので、そのプロポーザルの結果によって、どこの業者になるかというのは今後決まってくるということでございます。

相馬副委員長 委員長。

松田委員長 多分、総務省で今回、支援システムを新しくしたと思うんです。10月3日付で多分執行されているのかなと思うんですけれども、そのシステムが、e-LAWSというシステムは、多分、今回初めて取り組むんだと思うんですけれども、それに対応したものでやるんだと思うんですけれども、その辺は業者はしっかりかかっているんでしょうか。

相馬副委員長 課長。

菊池総務課長 申しわけないですけれども、まだそこまでは詰め切れていないような状況です。

相馬副委員長 松田委員長。

松田委員長 法案を制定して、それから国会へ提出して、決定して、それからうちら地方公共団体に振り分けられるんですけれども、そのシステムを使うと、かなり何か事細かくわかるようなことを何か聞きましたので、総務省の女性の団体が何かつって、一生懸命そのシステムをつくったみたいなの話を聞いたので、いいのか悪いのか私もわからないんですけれども、総務省がつくったやつだから、使う、使わないのは関係ないんでしょうけれども、何かそういうのがあったので、それに伴って、また債務負担行為というか、いろいろな

システムが変わるので、こういう金額になったのかなと思ったので、ちょっと聞いてみたまでなので、以上です。わかりました。

じゃ、そのほかございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務課所管の審査事項は以上となります。

その他

松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 執行部から何かございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、以上で総務課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

松田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### 財政課の審査

松田委員長 ただいまから財政課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それではここで、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

#### 議案第72号の説明、質疑、討

#### 論、採決

松田委員長 議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

中山課長。

中山財政課長（議案第72号について説明。）

松田委員長 説明が終わりました。各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんでしょうか。

相馬委員。

相馬副委員長 まず、合併特例債の内容、どういう状態で、どういうものに使用できるのかとかという内容で、学校整備費で、先ほどトイレの工事というところで2,490万の起債ということになりましたですけれども、そのほかに教育債でやはり同じようになっているんですが、トイレ工事は合併特例債で起債をするという合理性をご説明いただければと思うんですが。

松田委員長 中山課長。

中山財政課長 もともとの合併特例債ということになりますと、皆さんよくご存じかと思うんですが、もともと合併特例債というのは、新市建設計画に記載がされている事業にしか充てられない、最初はかなり厳しく、明確にこの事業だったらば合併特例債を充てることができるということで、例えば新市の一体感の醸成であるとか、旧市町を結ぶ道路であるとか、そういったものに使えますよということではあったんですが、何年かするうちにかなり緩くなって、5年くらいでその用途がかなり緩くなりました。ちょっと事情というのは何とも言えない部分かと思いますが、新市建設計画に記載がされているであろうものであれば使えるよと、そういった解釈ですかね、そういったことでございまして、当然、学校なんかですと、その地域ではございますが、市全体の話になりますので、それぞれのいろんな、これから先も学校の施設はどんどん整備を、トイレもつけていきますよ、エアコンをつけますよというようなことで、市全体の話になります。

そういったことで、この分には合併特例債が充てられるだろうということを書いておりますのがまず1つと、簡単に言いますと、財源がないということがもう一つです。合併特例債の場合は、補助金がついたにしても、その補助裏、市が持ち出

さなければいけない部分の95%を充てることができます。なおかつ、その70%交付税措置がされるということですので、大変有利な起債、一番有利な起債ということになるんだと思うんです。

そういったことで随分使ってきた関係がありまして、もう残りの発行額が80億円と。80億円ちょっとしかもうないですよということにはなってきましたが、残り、平成36年までだったですかね、発行できるということがありますので、その間で、できれば全額うまく使うと、それが一番なのかなと思います。そういったことで学校にも適用しているものでございます。

以上です。

松田委員長 相馬委員。

相馬副委員長 緩くなったので使えるというような、その合理性はあるというようなご説明だと思っただけなんですけど、今後、将来的に新庁舎建設、それから市民活動支援センターの設置とかとなったときに、先ほど、財源がないから合併特例債を利用するというようなことだったんですが、その将来的な見込みも勘案した中で学校の事業に、有利性があるので合併特例債を利用するということなのか。この先、5年後でしたっけ、オリンピック終了までというようなことになっていると思うんですが、そこまでの勘案をして、残り88億円というふうに先ほどお伺いしたところなんですけど、そこまでの計算をして合併特例債を、場当たりのではなくて長い目で考えた中で合併特例債の起債を考えたのかお伺いしたいと思うんですが。

松田委員長 中山課長。

中山財政課長 残り88億、大変少なくなっています。今、第2次の総合計画をつくっております、その中で中長期財政の見通しをこれからつくらなくちゃいけないところです。当然、もう88億円しかないですから、年割りにすればもう幾らという

のはおのずとわかってくるんですね。ただ、庁舎建設という大きな話がありますが、既に基金を29億6,000万円持っていたり、29億、合併振興基金29億6,000万、それから庁舎建設基金28億ほど持っています。そこで賄えればいいんですが、残念ながら、ちょっとそれでは難しそうだなということ、その分をまず幾ら置けるか、置いておかなきゃいけないかな、財政サイドでそういうふうにご検討していきます。そうすると、その後は合併特例債を年割りにしたら、今はこんなに使えないんだと思っただけなんですけど、思いながら事業展開をしていくんですが、そうすると、じゃ、合併特例債が使えなくなってしまうと、次の起債を考えなくちゃいけないんです。例えば補正予算債というような有利な起債があればいいんですが、これは国の補正予算が成立したときだけ適用されるものなんです。特例なんです。普通はないんです。それ以外の起債というところ、かなり交付税措置が少なくて、あっても20%とか、あるいは全くないと。事業によっては、例えば市が負担するうちの75%しか起債はできません。ということは、単年度で25%を持ち出さなくちゃいけないですよと、そういったことがあります。そういったことがありますので、まさにこれから先、財政運営をどうしていくかということをご検討しながら、そういったことでやっております。

ただ、進めてきた事業は優先して、これはもう途中でとめるわけにいかないんで、それには充てていきたいと思います。ただ、今後の事業、進める事業については、その辺をよく勘案しながら、どういった起債をしていくか、それで選択をしながら進めていくしかないのだというふうに私どもでは考えております。

相馬副委員長 わかりました。

松田委員長 そのほかございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

休憩 午前11時43分

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

再開 午前11時45分

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

課税課の審査

松田委員長 ただいまから課税課の審査に入ります。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号の説明、質疑、討論、採決

財政課所管の審査事項は以上となります。

松田委員長 それでは、議案第92号 那須塩原市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

その他

松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 執行部からは何かございますでしょうか。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

大武課長。

大武課税課長 (議案第92号について説明。)

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。ございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、以上で財政課の審査を終了いたします。

金子委員。

金子委員 57ページの で、当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日ということでここに書いてあるんですが、その前も同じだったんですか。それともその前は、1月という、これは違っていたんですか。

ご苦労さまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

松田委員長 大武課長。

大武課税課長 今回は表現を変えただけで、1カ月を経過する日という扱いについては変わりありません。

金子委員 はい、わかりました。

松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

眞壁委員。

眞壁委員 自然エネルギーのさっきの関係があったんですけれども、これは市で特別に自主的な判断のできる条例というような形なんですよね。そこで、大体、国が定めているような感じなんです。じゃなくて、どういう感じでやっているのかなという。すみません、ちょっとよくわからない。

松田委員長 大武課長。

大武課税課長 実はこれはもともとは、国のほうが地方税法の中で、全国一律にこの特例割合にしようというふうに定めていたものです。それを、市町村によっては状況が違う場合もあり得るので、市町村独自の判断でその状況を見て、市町村のほうで裁量の余地を与えますよということで、例えば太陽光とか風力発電の場合には、もともと国は3分の2固定で考えていたんですけれども、今回は3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下の範囲で市町村が独自に判断して定めなさいというふうになっていたものなんです。

ということなので、那須塩原市とすれば、そこまで独自に、例えば上限、下限いっぱいにとかということではなくて、もともと国が定めた率をそっくり採用したと。

松田委員長 そのほかございますでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 これの改正については、国の制度に準じて改正をしていくということなので、何ら問題はないと思うんですけれども、その言葉の使い回しで、61ページの第50条の上から4段目のところで、「納期限の延長があったときは」を「納期限

の延長があった場合には」というふうに、こう改正をしているものなのですが、この辺の意味合いというのはどういうことなんでしょうか。

松田委員長 大武課長。

大武課税課長 特に「ときは」を「場合には」としたからといって、解釈が変わるとかということではありません。ただ、今は表現として、こういったときにはこの「場合には」を使うというふうな統一した扱いをするということで、それだけの話で、じゃ、何か取り扱いが変わるのかということ、そういうことではないというふうにご理解いただきたいです。

齋藤委員 そういうことで私も解釈をしてきたので、別に「ときは」を「場合」にかえたという意味合いが、この文言の前後で変わるという部分ではないということですよ。

そうすると、前段の48条の60ページの中の上から3段目「第22項の申告書を提出したときは」という部分があって、条文の、若干、22項で変更になっているんですが、「規定する申告書を提出したときは」という部分は、ここはそういう場面の同じ表現で、ここをちょっと読んできて、次に表現が変わったものですから、ここも変えるのかなというふうに思ったものですから質疑をさせていただきました。ということです。

松田委員長 大武課長。

大武課税課長 これについても、じゃ、「ときは」を「場合には」と直すべきなのか、なかなか難しいなとは思いますが、一応、私どものほうの考えとすれば、国のほうから出しているいわゆる準則、条例というものを参考にして、なおかつ、そのほかのほうで例規の担当がいるものですから、そちらのほうにも見てもらって、それでなおかつ、その意味が取り間違えられないようにということで作成しているものですので、場合

によっては、細かく見ていくと、あれっというところがなきにしもあらずだとは思うんですけども、それでその意味のとられ方が変わってしまうようであればちょっと問題かなとは思うんですけども、これだけの分量の中に、場合によっては、国のほうの考えやら、市のほうの条例の書き方の統一性やらで、部分的には違っている部分があるかもしれないというのはご理解いただきたいと思えます。

齋藤委員 はい、了解、わかりました。

松田委員長 そのほかないでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第92号 那須塩原市税条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第92号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、昼食のため暫時休憩といたします。1時再開いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時59分

松田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務部長から。

和久総務部長 先ほど総務課のほうの審査をしていただいた中で、委員長のほうからe-LAWSというふうなお話が出たかと思えます。資料のほうをお配りさせていただきましたが、総務省の資料となっております。実はこのシステムにつきましても、10月3日からもう稼働しているというふうなことでございます。

大きく2つの要点があるというふうなことで、1つは、国の法律、政令等を合わせますと大体4,000もあるというふうなところみたいなんです。そういったものを今までは、各省庁のホームページから入っていきますと、それが確認、見ることができたわけなんです。それだと大変面倒だというふうなところ。それから、ネットで見ていただきますと、いろんなところでそういうふうな法律を載っているわけなんです。そういったものの国のほうで認証したものであるというふうなことで、データベース化をして、国民の皆さん方にもオープンデータとして見ていただけるようにしますよというのが1点。

それから2点目が、今度、国の職員の話ですね。先ほどうちのほうでも支援システムというふうなことでご説明申し上げましたけれども、それと全く同じような形で、改正、あるいは法律を作成するときに、そのときに支援ツールとしてこのシステムを構築しましたというふうなお話になっていきますので、総務課の審査の中で、お答えとしまして、これは今回は取り入れていないというふうな

回答をしたかと思えますけれども、それはもう機能的には取り込んだ上でそういうふうな形になっているというふうなことで、どうかご理解をいただきたいと思えます。

議案第93号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 それでは続きまして、議案第93号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

大武課長。

大武課税課長（議案第93号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第93号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第93号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第94号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 続きまして、議案第94号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

大武課長。

大武課税課長（議案第94号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第94号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第94号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それではここで、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

議案第72号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 それでは、議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

大武課長。

大武課税課長（議案第72号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 ないようですので質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補

正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 続きまして、議案第74号 平成28年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

大武課長。

大武課税課長（議案第74号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第74号 平成28年度那須塩原市国民健康保



険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第74号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### 議案第76号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 続きまして、議案第76号 平成28年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

大武課長。

大武課税課長（議案第76号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からご質疑、ご意見等をお受けいたします。質疑ございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第76号 平成28年度那須塩原市後期高齢者

医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第76号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### 議案第78号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 続きまして、議案第78号 平成28年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

大武課長。

大武課税課長（議案第78号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

相馬委員。

相馬副委員長 国民健康保険のところ、第1項の1目で償還金、それから交付金とあって、その後、後期高齢者医療保険のところ償還金とあって、ここで償還金とあるんですが、その還付金と償還金の書き方と内容の違いはどういうことだったのでしょうか。

松田委員長 大武課長。

大武課税課長 会計の組み立てが、こういう名称を使って科目が設定されているということで、具体的には、中身とすれば、やはり同じものです。要するに、納め過ぎになっちゃったものと。理由はいろいろあるんですけども、例えば年度途中で被保険者が亡くなっちゃったとか転出しちゃっ

たとか、あるいは課税の根拠になった市民税ですとか固定資産税が減額になっちゃった、そういったいろんな例があるんですけども、本来、納め過ぎになっちゃっていた分を返すという意味では全く同じであります。科目の名称が若干違っているというだけで、その辺については、できればわかりやすいように統一していくべきかなというふうな考え方でですけども、現時点にはこういった形になっちゃっているということで、ご理解いただきたいと思います。

松田委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 ないようですので質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第78号 平成28年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第78号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

課税課の審査事項は以上となります。

その他

松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

相馬委員。

相馬副委員長 (確定申告書へのマイナンバー記入に関する取り扱いについて)

松田委員長 そのほかございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 執行部からは何かございますでしょうか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

松田委員長 じゃ、ないようですので、以上で課税課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで、執行部退席のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時37分

松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

企画部の審査

松田委員長 これより企画部の審査に入ります。

初めに、企画部長から挨拶をお願いいたします。

藤田企画部長 (挨拶。)

松田委員長 ありがとうございます。

企画政策課の審査

松田委員長 それでは、ただいまから企画政策課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それではここで、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

議案第72号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

小泉課長。

小泉企画政策課長（議案第72号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

金子委員。

金子委員 聞いていいのかわからないんだけど、その今のまちづくり事業推進費のこれは1億4,700万あるんですけども、これと逆に、市から逆に税金が入ってこなくなる、そういうのはこれではわからないですね。

松田委員長 小泉課長。

小泉企画政策課長 この部分では、税金がどのくらい入ってこなくなるかというのはわかりません。

松田委員長 金子委員。

金子委員 ここではわからないけれども、市としてはわかるのか。

松田委員長 小泉課長。

小泉企画政策課長 市としては、最終的に、今年度、寄附金で納められた方が、2月から3月にかけての確定申告の時期、こういう時期に申告をし

て、初めてそこで所得というものが決まってくるので、その所得に応じて、市民税としては6月に決定をするということになりますから、その確定申告の時期にあわせて住民税の申告というものもあるものですから、それ以降にならないと、はっきりした数字としてはわからない状況です。

金子委員 わかりました。了解です。

松田委員長 そのほかございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 それでは、ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

企画政策課の所管の審査事項は以上となります。

その他

松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

佐藤委員。

佐藤委員（指定管理者の選定方法について）

松田委員長 そのほか。

星委員。

星委員（指定管理者選定後の選定業者との協議について）

松田委員長 そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 執行部からは何がございませうか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、以上で企画政策課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。それでは、10分間休憩をいたします。よろしくお願いたします。2時10分でいいですね。お願いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時08分

松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### 市民協働推進課の審査

松田委員長 ただいまから市民協働推進課の審査に入ります。

担当課の皆さん、ご苦労さまでございます。

それではここで、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

#### 議案第72号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

室井課長。

室井市民協働推進課長（議案第72号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。質疑ございませんか。

相馬委員。

相馬副委員長 負担金ということですが、那須塩原市でこの県の施設をどのように活用して、どういうメリットがあるのか教えていただければと思います。

松田委員長 室井課長。

室井市民協働推進課長 まず、こちらのセンターのほうなんです、とちぎ未来クラブという、こちらが実施主体になってございます。このとちぎ未来クラブの構成団体の中に、県の市長会ということで那須塩原市のほうも加入しているところでございますが、今回、施設の設置に当たりまして、実際の運営の具体的な内容というのは、県と市町のほうでいろいろ協議を進めているところでございますが、今まで実施してきました結婚サポートが、内容的に、主な内容といたしましては、マッチングシステムというものを使った支援というか、出会いの支援という形になるんですが、こちらのほうを使うことで、今まで狭い範囲での相手を探したりとか、そういった状況でございましたが、今度は県内、県域でそういった相手を探してい

たりとか、そういった情報交換をしたりとか、そういったものが可能になってくるということで、県のほうと市が連携してこの事業を進めていくというところで、市のほうも今回、負担金を負担するというものです。

松田委員長 よろしいですか。

そのほかございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 それでは、ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第72号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市民協働推進課の所管の審査事項は以上となります。

その他

松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 執行部からは何かございますでしょうか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので、以上で市民協働推進課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時17分

松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査

松田委員長 選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の皆さん、ご苦労さまでございます。

初めに、事務局長からご挨拶をお願いいたします。

事務局長。

稲見選管・監査事務局長（挨拶。）

松田委員長 ありがとうございます。

ただいまから、選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査に入ります。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 それでは、議案第87号 那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

稲見局長。

稲見選管・監査事務局長（議案第87号について説明。）

松田委員長 ありがとうございます。

各委員からのご意見等をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 それでは、ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第87号 那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### 議案第88号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 続いて、議案第88号 那須塩原市監査委員に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

稲見局長。

稲見選管・監査事務局長（議案第88号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。質疑ございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第88号 那須塩原市監査委員に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第88号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号の説明、質疑、討論、採決

松田委員長 続いて、議案第89号 那須塩原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

稲見局長。

稲見選管・監査事務局長（議案第89号について説明。）

松田委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

相馬委員。

相馬副委員長 そうしますと、議案資料の37ページの、現行が委員会の職員を2名置くところを、先ほど5名とおっしゃったんだけど、5とは書かないということですね。委員会に書記を置くだけにするということですか。

松田委員長 稲見局長。

稲見選管・監査事務局長 そうです。書記を置くというだけにします。「2名」を削って「書記を置く」ということにします。それはどういうことかという、さっき言ったように、定数条例がありますので、そちらが5名というふうになっていますので、そこに読みかえるということです。

以上でございます。

松田委員長 その他ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 それでは、ないようですので質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

松田委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第89号 那須塩原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

松田委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局所管の審査事項は以上となります。

その他

松田委員長 その他として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

金子委員。

金子委員（那須塩原市議会選挙における公費負担について）

松田委員長 そのほかございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 執行部の皆様からは何かございませんか。

稲見局長。

稲見選管・監査事務局長（那須塩原市議会選挙に係る日程について）

松田委員長 それでは、選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

ここで執行部退出のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時32分

松田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

その他

松田委員長 それでは、次第のその他に入ります。委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

松田委員長 それでは、事務局から何かありますでしょうか。

室井書記（事務連絡。）

松田委員長 あしたから、一応、基本条例の11条に係る勉強会ということで、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

松田委員長 午前、午後と1つずつということで、どのぐらいの説明量になるか、ちょっと開いてみないとわからないんですけども、皆さんのご協力、お願いいたします。

〔「特に用意するものはないということですね」と言う人あり〕

松田委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

松田委員長 それでは、次第のその他を終了いたします。

閉会の宣告

松田委員長 以上で今定例会における委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようお願いいたします。

これをもちまして総務企画常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時34分